

茶屋新田組合だより

発行
名古屋茶屋新田
地区画整理組合

組合長あいさつ



名古屋茶屋新田地区画整理組合
組合長 山田 都照

初秋の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より組合事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

未だ収束をみせない新型コロナウイルス感染拡大の影響により不便の多い日が続いておりますが、この状況が一日も早く解消され、平穏な日々が戻りますことをお祈り申し上げます。

さて、このような状況下ではありますが、去る七月三十日に令和三年度における事業報告及び収支決算等について審議いただくため、第三十七回総代会を開催いたしました。

本号では、組合員の皆様にご総代会の様子についてご案内させていただきますと存じます。

なお、組合事業は概ね順調に進捗しておりますが、現在東茶屋地区での工事が集中しており、周辺の皆様には大変なご不便をおかけしているものと承知しております。

また、今後は工事完了に伴い、測量業務を進めるにあたり、組合員各位のご協力が不可欠なものとなっております。

我々役員一同、一刻も早い事業完了に向けて尽力してまいりますので、組合員各位におかれましては、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第三十七回総代会の概要

- ①日時 令和4年7月30日(土) 10:00~11:25
- ②場所 茶屋新田地区画整理組合 会議室
- ③出席者 総代54名中54名(書面表決者9名含む)
- ④議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について

第一号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について

- ①令和3年度事業報告書について
 - ◆会議の開催
 - 予算、決算等について審議いただくため、総代会を2回開催しました。
 - 組合事業運営に係り必要となる事案について審議するため、役員会25回のほか、担当係会を適宜開催しました。
 - ◆組合事務の運営
 - 組合事務を運営するために必要となる諸経費を執行しました。
 - ◆工事の実施(下図施工箇所参照)
 - 都市計画道路築造：南秋葉線、万場藤前線等の歩道改良工事及び戸田荒子線等の植栽工事を実施しました。
 - 区画道路築造・舗装：東茶屋線の北側及び東側並びに大西地区等において道路築造及び舗装工事を実施しました。
 - 水路築造：東茶屋地区等において水路築造工事を実施しました。
 - 公園築造：近隣公園第1号(かわら公園)の整備を実施しました。
 - 整地工事：未造成箇所において造成工事を実施しました。
 - その他工事：地区環境を保持するために必要となる除草や道路の補修のほか、調整池等管理引継に伴う補修工事等を実施しました。

- ◆補償の実施
 - 道路整備に支障となる建築物等について、移転交渉を行うとともに、交渉が成立した案件について移転補償契約を締結しました。
 - 道路工事等に必要となる水道、ガス等の占用管及び電柱等の撤去、移設費を負担しました。
- ◆調査設計関係
 - 公共施設管理引継に必要な図書を作成しました。
 - 事業計画変更に関する図書を作成しました。
 - 地区画整理法第76条の規定に基づき許可申請について審査及び立会業務を実施しました。
 - 工事に伴う現地調査及び監理監督等を実施しました。

○街区、画地に係る確定測量及び出来形確認測量等を実施しました。

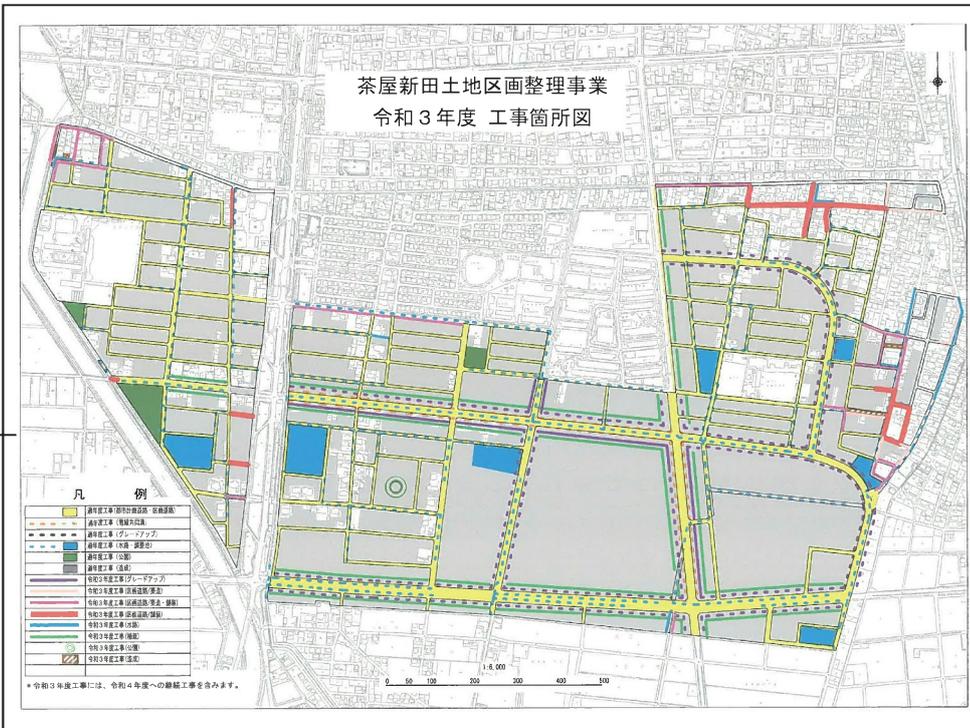
○換地設計図書の整備等を実施しました。

○その他組合事務事業を円滑に推進するために必要な業務を実施しました。

②収支予算
裏面「収支決算書」をご参照ください。

以上の議案をご審議いただき、全会一致で承認されました。

(裏面に主な質疑応答の内容をお知らせします。)



凡例	
黄色	過年度工事(都計道・区画道路)
赤点線	過年度工事(電線共同溝)
紫点線	過年度工事(グレードアップ)
青点線	過年度工事(水路・調整池)
緑点線	過年度工事(公園)
黒	過年度工事(造成)
紫	令和3年度工事(グレードアップ)
青	令和3年度工事(区画道路築造)
赤	令和3年度工事(区画道路築造・舗装)
黄	令和3年度工事(区画道路舗装)
青	令和3年度工事(水路)
緑	令和3年度工事(植栽)
青丸	令和3年度工事(公園)
斜線	令和3年度工事(造成)

【令和3年度 収支決算書（概要）】

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引	摘要
補助金	165,763	165,763	0	
助成金	112,089	82,672	▲29,417	
保留地処分金	1,300,000	836,654	▲463,346	
雑収入	5,148	8,618	3,470	
借入金	1,000,000	0	▲1,000,000	
前年度繰越金	2,500,000	2,531,400	31,400	
合計	5,083,000	3,625,107	▲1,457,893	

収入 金 3,625,107千円
 支出 金 1,133,760千円
 差引残金 金 2,491,347千円 (次年度繰越金)

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引	摘要
会議費	375	182	193	
事務所費	118,647	101,487	17,160	
工事費	1,033,900	609,451	424,449	
補償費	354,470	239,437	115,033	
調査設計費	449,850	181,912	267,938	
借入金償還金	1,000,000	0	1,000,000	
借入金利子	1,000	0	1,000	
仮清算交付金	0	0	0	
雑支出費	3,758	1,291	2,467	
予備費	300,000	0	300,000	
合計	3,262,000	1,133,760	2,128,240	

主な質疑応答等

■予算の執行率が工事費約6割、工事監理監督業務約4割、測量費約3割しかないが、事業は順調に進捗しているのか。
 □いずれも令和4年度に繰越しがあることから執行率は低いですが、概ね計画通りに進んでいます。

■建物移転は完了との説明があったが、かなりの執行残額があるのは何故か。
 □家屋に対する補償は令和3年度で完了しましたが、今後は道路工事に伴い塀や門扉といった工作物の補償を行っていく必要があります。

■川原地区の工事は殆ど完了しているのに対して茶屋地区の工事は残っている訳だが、現在の計画通り公園の整備を進めていくことによりか。
 □基本的には計画通り整備していきませんが、事業費の関係もあり、未整備である緑地、公園を一部保留地にすることも検討しています。

■事業費の関係というが、余分なことに資金を使い、資金不足になることがあってはならない。公園は現計画通り整備すべきだ。
 □現在検討している段階であり、方針が決定したらしっかりと説明させていただきたいと思えます。

■公園の一部を保留地にするのであれば、納得できるように説明すべきである。
 □燃料費や工事資材、人件費が高騰傾向にあり、現に令和3年度に実施した入札も10件中5件が不調となるなど、資金計画も大変厳しい状況にあるものと認識しています。

■役員としては、組合員の皆様に賦課金等新たな負担をお掛けすることのないよう経営改善を図っていく必要があると考えています。
 □公園等の一部を保留地にする場合は、説明会を開催し、しっかりと説明させていただきます。

■資金が足らなくなるというのであれば、何故足らなくなるのか、判断できる具体的な材料を示す必要がある。
 □今後必要となる事業費は、工事費約15億円、調査設計費約11億円、その他で約9億円の計35億円と見積っています。その財源は、令和3年度末での繰越金約25億円、助成金約3.3億円、保留地処分金約6.6億円と考えていますが、この厳しい経済環境のなか、何とか資金の捻出を図れないかと考えているところです。

<総代会の様子>



(議案審議)

■川原地区の近隣公園も未整備であり、そちらを更すればよいのではないかと。
 □かわら公園は既に名古屋市に移管しており、検討の対象とはしていません。また、イオン南側にある緑地第2号の一部も保留地にすることを検討しましたが、下水等の整備が必要になることから保留地にすることはできないと判断したところです。

■茶屋新田公園の工事について、6月中旬に工事案内が来て、7月上旬には工事を開始している。あまりにも乱暴な話ではないか。墓地は触らないで欲しいと要請してある。
 □全体での説明会は開催していませんが、工事の関係で一時的なものを含めて移動が必要な方には個別に説明させていただいています。説明等が十分であるというご指摘については、今後注意してまいります。

■資金がないというなかで何故墓地の万代塚の改修が必要になるのか。一部役員の意向に従うのではなく、ボトムアップで物事を決定して欲しい。
 □万代塚も老朽化しており、道路、水路工事を施工する際に倒壊等の危険があることから改修させていただいているものです。

(以上)

組合からの大切なお願い

- ◆建物等の新築・改築をされる場合について
 ◇施行地区内において、建築物や工作物を新築若しくは増改築する場合は、土地区画整理法第7条に基づき申請と都市計画法に基づく地区計画の届出及び許可が必要となります。許可なく建築等の行為を行うと違法になりますので、まずは、組合までご相談ください。
- ◆南秋葉線、万場藤前線では電線類を地中化している場所があります。建築を計画される場合は事前に組合までご相談ください。
- ◆土地の所有者を変更される場合について
 ◇組合からの通知などを確実にお届けするために、土地の売買、相続、贈与等により所有権を移転した場合は、必ず組合へお知らせください。
- ◆所有地の適正な管理について
 ◇使用収益を開始する直前に組合で除草及び境界杭設置を実施しておりますが、使用収益開始後は所有者で適正に管理していただく必要があります。
- ◇防災上の危険が高まるばかりでなく、近隣者に多大な迷惑となりますので、各自の責任で除草等適正に管理してください。
- ◇近隣者等からの苦情等により早急な対応が必要となる場合で、所有者で対応いただけない場合は、やむを得ず組合が除草等させていただきます。この場合の費用は所有者に負担していただきますので、予めご承知おきください。
- ◇除草等に係る業者の紹介を希望される方は、組合までご相談ください。

△お問い合わせ先▽
 ●名古屋新田土地区画整理組合
 ☎052(618)7732
 ●事務局 公益財団法人名古屋まちづくり公社
 区画整理部区画整理課
 ☎052(211)6072
 茶屋詰所
 ☎052(301)4855